

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 平成30年2月7日(水)
開 会 午前 9時00分
閉 会 午前10時08分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 金 子 公 一 郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 小 出 正 明
学校教育部参事兼学務課長 筒 井 道 広
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
施設課長 安 藤 明 宏
指導課長 尾 楠 欣 也
総合教育センター所長 石 渡 靖 之
社会教育課長 二 野 史 靖
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
西図書館長 金 子 昌 利
市民文化ホール館長 加 藤 健 一
郷土資料館長 小 川 和 男
教育支援課長 兼 坂 尚 貴

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第 2号 平成30年度職員(船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除

く)の人事異動方針について

議案第 3号 平成30年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第 4号 平成30年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

第3 報告事項

- (1) 「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」に基づく検討状況について
- (2) 船橋市図書館所蔵資料展「拡大版 オールスター！浮世絵師～北斎・広重・豊国・国芳～」について
- (3) 平成29年度夢を育む虹のコンサートについて
- (4) 第62回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会の報告について
- (5) 市制施行80周年記念事業「平成29年度県民芸術劇場公演 千葉交響楽団スプリングコンサート in 船橋～華やかに奏でる春の喜び～」について
- (6) 船橋市郷土資料館 ミュージアム講座「ミュージアムと社会—誰が、何のために」について
- (7) 第7回飛ノ台史跡公園博物館・海神中学校合同展「日本の美を今に活かした作品展」について
- (8) その他

6. 議事の内容

【教育長】

おはようございます。ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鎌田委員から所用により欠席との連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものいたします。

それでは、はじめに会議録の承認についてお諮りいたします。

1月22日に開会しました教育委員会会議1月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるよう、お願いいたします。遵守いただけない場合には退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第3号及び議案第4号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開といたしたいと思っております。

また、当該議案等につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(8)の後に繰り下げたいと思っております。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第2号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第2号、平成30年度職員(船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く)の人事異動方針について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

平成30年度職員の人事異動方針につきましては、前年度の人事異動方針と大きな変更点はございませんが、2点について、文言の修正を図っております。

1点目として、人事異動方針の1について、これまでは「行政効率を高め」との文言になっておりましたが、人事交流を行っている市長事務部局の人事異動方針に合わせ、

「行政効果を高め」という文言に修正いたしました。

2点目として、人事異動方針の2について、これまでは「登用に努め、職員の意欲向上を図る」との文言でしたが、「登用に努める」という文言に修正いたしました。これは、職員の意欲向上につきましては人事異動方針の3でも示しており、重複することから削除するものでございます。

人事異動方針の内容といたしましては、前年度と変更点はございません。

なお、人事異動方針の4は平成28年度に加えた項目であり、平成28年度は新たに考古2人、学芸員1人、司書2人の合計5人、平成29年度は学芸員1人、司書3人の合計4人の専門職を配置しております。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【教育長】

以上、説明がございましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いたします。
よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号、平成30年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（1）、学校規模・学校配置に関する基本方針に基づく検討状況について、ご報告いたします。

別冊1の1ページをご覧ください。

最初に1、文部科学省の手引についてです。

学校規模の適正化につきましては、文部科学省から平成27年1月に手引が出されております。手引の副題「少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」にありますとおり、少子化に伴う学校規模の小規模化への対応が求められております。

3行目をご覧ください。

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要となります。

そうした教育を十全に行うには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、文部科学省では、法令で学校規模の標準を定め、手引を策定し、学校規模の適正化について市町村に対し主体的な検討を促しております。

そして、学校規模の標準ですが、1つ目の点線の枠の中の下線の部分です。「法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準」とされております。

2つ目の点線の枠の中に、学級数が少ないことによる学校運営上の課題が書かれております。

次のページに、教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題、学校運営上の課題が児童生徒に与える影響が書かれております。

そして、3つ目の点線の枠の中に、望ましい学級数の考え方が書かれております。

小学校では、少なくとも1学年1学級であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上あることが望ましいとされております。

中学校については、少なくとも1学年2学級が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいとされております。

次に、3ページをご覧ください。

小規模校を存続させる場合の教育の充実というところで、市町村の中には、一概には言えませんが、近隣の学校間の距離が遠すぎるであるとか、さまざまな事情から学校統合によって適正化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在する旨、書かれております。

そして、こうした場合には、教育の機会均等と、その水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があるとされ、小規模校には、3ページ下の点線の枠内にあるようなメリットが存在すると書かれております。

次に、4ページをご覧ください。

平成29年8月に一部改定した市の基本方針「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」の抜粋です。

まず、表1です。標準とする学校規模ですが、船橋市は12～24学級を標準とする学校規模と定めております。

表2は学校規模の分類です。

次に、5ページをご覧ください。

表3、学校規模に応じた基本方針です。

まず、過小規模校については、現在、ございません。

次に、小規模校ですが、右側の基本方針の欄の最初のポツ、今後、過小規模となることが見込まれる学校も現在はございません。

2つ目のポツに、単学級の学年、1学年1学級のことですが、単学級の学年が継続すると予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合には、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めますと定めておりますが、本日は、この検討状況についてご報告いたします。

表4をご覧ください。今年度、平成29年度に全学年単学級の学校は、高根小と金杉台中の2校です。6年先の35年度まで推計しますと、小学校では高根小、咲が丘小、豊富小の3校、中学校では金杉台中、豊富中、小室中の3校、計6校が1学年1学級になると推計されます。

このうち、まずは小学校よりも多くの学級数が望ましいとされる中学校の中で一番規模が小さい金杉台中学校から、自治会長・民生委員の方々等いらっしゃる学校評議員の方々や保護者の方々から現状をお聞きし、意見交換をしてみいましたので、ご報告をいたします。

6ページをご覧ください。金杉台中の現状からご説明いたします。

表5は、金杉台中の学級数と生徒数の推移です。開校は昭和46年度ですが、62年度の13学級528人をピークに年々減少していった、平成29年度は3学級73人となっております。

次に、7ページをご覧ください。

図1は、金杉台中の学区図です。紫色が金杉台中の学区です。赤色は御滝中の学区です。御滝中の学区の中に金杉台中の学区があるという位置関係になっております。紫色の金杉台中の学区の周りがある水色の部分ですが、基本は御滝中の学区ですが、金杉台中も選択できる地域です。この選択学区は、もともとは金杉台中に近接する一部の地域のみでしたが、金杉台中学校の生徒の増加を図るため、平成21年9月に地域を広げた経緯がございます。

次に、表6は、紫色の金杉台中の学区内にいる子供の人数です。どの年齢も10人から20人台です。

次に8ページをご覧ください。

表7は、今年度、7ページの図1の紫色の部分、金杉台中の学区の子供がどの学校に進学したかという表です。25人のうち1人が私立、1人が特別支援学級、13人が御

滝中へ指定校変更しました。指定校変更のその内訳は、12人が部活動、1人がきょうだい関係という理由です。その結果、25人中10人が金杉台中に進学しました。7ページの図1で水色の部分になりますが、基本は御滝中学校ですが、金杉台中も選択できる地域から5人が金杉台中を選択しましたので、合計15人が今年度の1年生となりました。

表8は、御滝中と金杉台中の部活動の一覧です。金杉台中は生徒が少ないので、多くの部活動をすることができない状況です。そのため、表7で説明しましたが、例えばバスケットボールをやりたい場合、金杉台中にはないので、御滝中に指定校変更して進学するという、そのような子供も多いという状況になっております。

表9は、そのような指定校変更者の直近の6年間の人数です。今年度は特に多かったことが見てとれます。

表10は、7ページの図1の水色の部分、選択地域の選択の状況です。約9割が御滝中を選択し、約1割は金杉台中を選択しています。

次の9ページ、表11ですが、今後の金杉台中の推計です。今後も生徒数は増加せず、さらに減少すると推計しております。

ここまでの現状の説明です。

次に、金杉台中と金杉台中の学区内にある金杉台小の学校評議員と保護者の方々に意見を聞いてまいりましたので、概要を報告いたします。

10ページをご覧ください。

金杉台小の学校評議員の方々とは1回ですが、そのほかの方々とは2回ずつ意見を聞いてまいりました。

表12です。さまざまな意見をいただきましたので、主な意見として、全般的なこと、学区などについて、金杉台中の教育環境に関してはメリット・デメリットとして整理しております。メリットにありますとおり、少人数の現状がいいという意見もありましたが、デメリットに挙げられているような点で、現状は課題があるという意見も多くありました。

表12の意見を集約いたしますと、金杉台中の保護者からは、少人数のよいところについての意見もありましたが、部活動の種類が少ないことなど、生徒数が少ないことのデメリットの意見も挙がっておりました。

今後、中学校に進学する金杉台小の保護者からは、金杉台小の学区は金杉台中にしか行けない地域と金杉台中と御滝中を選べる地域がありますが、金杉台中しか行けない地域の保護者からは、不公平である、自分たちも御滝中に行けるようにしてほしい、小規模の金杉台中に行きたいという人もいるとは思いますが、部活動や人間関係を考えて、御滝中に行きたいと思っているという意見が出されておりました。

学校評議員の方々からは、地元の愛着はあるが、子供たちの立場で考えると、統合はやむを得ないという意見もありました。

いろいろな意見が出ましたが、中学校の保護者の方々も学校評議員の方々も共通して、自分たちよりも、これから中学校に上がってくる人たちの意見を大事にしたほうが良いという意見が出ておりました。

次に、対応策についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。基本方針の対応策の一つである学区の変更について考えてみました。現在の紫色の金杉台中の学区に加えてオレンジ色の部分、従来は御滝中の学区で、金杉台中も選択できる地域ですが、これを金杉台中のみの学区とした場合の学区変更案です。なお、この学区変更案は、小学校の通学区域や町会・自治会に対応していません。単に金杉台中と御滝中の通学距離のおおむね中間で区分したという、あくまで仮のものです。

その結果、どのような生徒数になるかといいますと、12ページをご覧ください。表13です。オレンジ色の部分が学区変更の効果が出ているところで、一時的には1学年2学級になりますが、2学級では望ましい学級数ではありませんし、41年度には再び1学年1学級に戻ってしまいますので、効果的な対応策にはならないと考えます。また、変更される地域の方々の理解を得ることは容易ではないものと思われま

次に、御滝中との統合を考えました。

11ページに戻ってください。金杉台中の学区は御滝中の学区の中にありますので、統合しても通学できる距離の範囲内にあると考えられます。

次に、13ページをご覧ください。表14です。

左上が金杉台中の推計、右上が御滝中の推計です。御滝中は、学級数は平成35年度まで増加し、その後、減少していきます。

そして、両校を合わせると、下の推計となります。これを見ますと、一時大規模校になりますが、将来は生徒数が減少していきます。ピーク時でも教室数は足りると推計しております。

14ページをご覧ください。対応策の効果と課題をまとめたものです。

まず1番目、現状の規模のままでは課題が多いと思われま

次に2番目、学区の変更につきましては、先ほどご説明しましたとおり、金杉台中の周りには子供が少ないので、学区変更では効果的な対応策にはならないと考えております。

そして3番目、御滝中との統合についてです。地域の方々、保護者の方々から意見を聞いてきた結果、特に、今後、中学校に進学する保護者からは、御滝中を望む声が多く聞かれました。子供たちの教育環境を第一に考え、児童生徒数の推計、御滝中の規模や教室数、通学距離などを考慮しましたが、金杉台中と御滝中の統合の検討は避けられな

いと考えております。

なお、今までは金杉台中、金杉台小の学校評議員の方々、保護者の方々、それぞれと話をしてまいりましたが、今後は、関係者が一堂に集まる金杉台中学校の今後を考える会をつくり、検討を進めていきたいと考えております。まず、第1回を明後日、2月9日に開催する予定です。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

学校の統合というのはとても大きな問題でして、教育委員会でも、いろいろ話をしなければいけないという部分はあると思います。

もともと、金杉台団地ができたということで作られた学校だと思っておりますので、まず、この資料に、予定はないとは思いますが、URの方針等が入っているといいなと思いました。

それと、これ、学校を平面で見るともう、もともと違和感があるところではあると思います。逆に言うと、統合することによって、むしろその違和感が外れてくるのかなという気がいたしております。子供たちにとっても、この統合はいい方向に行くのではないかという気がしますので、私としては、仕方ないというよりも、そういう方向で進めていったほうがいいのかと思っております。

【教育長】

ありがとうございました。

【教育総務課長】

今、URについての質問がございました。確かに、資料には載せていないのですが、URのほうにも確認はしております。金杉台団地については、再開発というような計画は今のところないということは確認できております。

以上です。

【教育長】

ほかにごございますか。

【鳥海委員】

大変悩ましい問題かと思えます。どの結論にいたしましても、やっぱりご不満やいろ

んなご意見があつて当然のもので、全員ご満足いただけるということはもうあり得ない問題かと思いますが、そんな中で、表15にあるように、現状維持なのか、学区変更、統合、この3つのどれかということになるかと思うのですが、やはり、現状維持というのは問題が多過ぎるだろうと思います。

では、学区変更あるいは統合ということの議論をしたときには、まず、その中でも皆さんが満足、つまり、平等な結論は絶対出ない問題ですので、そこに、どれだけ私たち教育に携わる者が公平性というものを担保した考え方や結論を導き出すかということが大事になってくると思うのです。

その公平性の中で一番大事なのが、まずは市で決めている学校規範に応じた方針であるかどうかということは、公の決めることですから、大事だと思います。そこでまた意見が分かれたときに、忘れてはいけないのは、おのおのの主張の中で、やっぱり子供たちの、いわゆる教育環境を第一に考えるということですね。特に教育の機会均等、これは国の定めた義務ですので、機会均等の中に、いわゆる教育環境、学校土壌というものの機会の均等ということがとても大事になってくるかと思うので、この2つの観点からということを考えて、やはり統合というのが一番妥当なのだろうというふうに思います。

【教育長】

小島委員、いかがでしょうか。

【小島委員】

現状としても免許外指導の教科がある状態というふうに書かれていますが、具体的にはどのような状態になっているのでしょうか。もう少し具体的にわかる方がいらっしゃれば、ご説明いただけますか。

【学務課長】

やはり、どうしてもクラスが少ないということで、教える教科の少ない技能教科について、他教科の者が免許外申請をして、きちんとした正規の手続を終えた上で教科に当たっているというところもございます。

【教育長】

できるだけ持てる先生を、2つぐらい持てる先生を配置しているし、免許がある先生を配置しようとはしていると思うのですけれども、それは一番大きいところではないかなと思いますね。

【小島委員】

やっぱり、できる限りそういう形、あと、先生方同士での研究・研修というのでしょうか、そういうものを進めるという意味でも、小規模校の問題というのはあるのかなと思います。

保護者からすると、日々のそういう指導をきちっと、教科の指導をまずきちっとしてもらっているということは、やはり大前提かなと思うので、そういうことが難しい、あるいは、クオリティを本来上げていくのに、その上げていく方法が限られてしまうという意味では、やはり、統廃合をうまく進めていかざるを得ないのかなと私としては、意見ですが、考えます。

ただ、やはり、長年、地域でこの学校を助けてきてくださった方や、もちろん保護者、保護者の意向からわかる、入る児童生徒の意向というのも見えてくると思うので、その辺をきちんと、本当にきちんと説明した上で、メリット・デメリットを明らかにして進めていただくのがよいのではないかと考えます。

【教育長】

ほかにございますか。

【鳥海委員】

あと、数の問題ですね。クラブはすごく大きいと思います。少人数教育が、勉強に関して、ある程度の集団で、目の届く範囲でやるのか、競わせたほうがいいのか、丁寧な個別指導がいいのか。これはもう、学力を伸ばすのには、恐らく受け取る側のセンスとか、そういったことがあるかとは思うのですが、クラブ活動においては、このままですと、サッカー部をつくったら野球部がつくれなとか、現状でもバレーボール、バスケットボールがつくれなわけですから、これは極めて気の毒なことかと思えます。ですから、とにかく楽しい友達と友情を育みながら、できればやりたいスポーツ、全てのスポーツというわけにはいきませんが、ただ、どこの学校でもできるはずであるスポーツが、クラスメートたちとチームをつくって組んでできないということは非常に悲しいことだと思いますので、その意味でも、やはり統合というのを推したいと思えます。

【教育長】

ほかに、よろしいですか。

また、いろいろご意見がございましたら、寄せていただければと思います。

何よりも子供たちにとってどうすることが一番よいか、ということで、私たちはこの統合について考えていく必要があるのかなと思います。そういう意味で言えば、私は中学校の教員をやっていた上で言うと、やはり専門の教科の先生に教えていただくのが一番、子供たちにとってよいことですが、小規模校になりますと、それがなかなか難しい。きちんと免許外の手続をしますけれども、本当の専門家ではないというようなこともあ

りますので、先生方の負担も非常に大きいかなと思っております。

今、ご意見をお聞きしましたが、金杉台中学校の今後につきましては、教育環境の点からも、統合を含めて、きちんと考えていかなければならない時期に来ているのではないかなと思っております。

しかし、地域や保護者の方々の理解を得られるように、丁寧に検討を進めていく必要はあると思っておりますので、そのように事務局のほうで進めていただければと思っておりますけれども、教育総務課長、これでよろしいでしょうか。

【教育総務課長】

どうも、ありがとうございました。

本日いただいたご意見を、明後日、第1回目の金杉台中学校の今後を考える会でお伝えして、地域の方々、保護者の方々と一緒に検討していきたいと考えております。

また、御滝中の関係者の方々にまだお話ししていないのですけれども、金杉台中の現状を説明して、ご意見を伺っていくことも進めてまいります。

検討状況につきましては、また随時、報告をしてまいります。

以上です。

ありがとうございました。

【教育長】

それでは、続きまして報告事項（2）について、西図書館、報告願います。

【西図書館長】

報告事項（2）平成29年度船橋市図書館所蔵資料展「拡大版 オールスター！浮世絵師～北斎・広重・豊国・国芳～」でございます。

お手元の本冊資料3ページ、4ページをご覧ください。

本市の図書館は、船橋及び千葉県に関する資料を郷土資料として、昭和25年から収集を始めました。その資料は、西図書館の郷土資料室に引き継がれ、現在、約4万3,000点の郷土資料を所蔵しております。

これらとは別に、西図書館郷土資料室では、古文書や浮世絵、絵図、絵はがきなどの資料、約7,500点を貴重資料として所蔵しております。貴重資料につきましては、その資料の形態により、劣化や損傷等を防ぎ、保存する必要があることから、現物資料の公開は行っておりませんでしたので、平成22年度より年に一度、この時期に、船橋市民ギャラリーで展示会を開催し、現物を市民の皆様にご覧いただく機会としてきました。西図書館のギャラリーでも若干の現物資料を展示することが可能となりましたが、この図書館所蔵資料展では、毎年40点から50点ほどの資料を展示しております。

今年度は、平成29年10月に西図書館ギャラリーで行いました貴重資料展示「オー

ルスター！浮世絵師～北斎・広重・豊国・国芳～」が好評でしたので、ギャラリーでは展示できなかった資料を増やしまして、拡大版として開催をいたします。展示期間は2月20日火曜日から25日日曜日、時間は午前10時から午後7時まで、最終日は午後5時までとなっております。期間中は、例年どおり、毎日、午前11時からと午後2時から1日2回、職員による20分程度のギャラリートークを行い、資料の説明をさせていただきます。ぜひご来場いただければと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長】

報告がございましたが、何かご質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

もし時間があつたら、ぜひ足を運んでいただければと思います。

続きまして、報告事項（3）から報告事項（7）については、定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

成人の日の駅伝の中学校の優勝、宮本中学校ですけれども、53年ぶりの優勝だったということで、この間、女子駅伝も行われたのですけれども、女子も市船を抜いて宮本中が優勝しました。

その女子駅伝、残念ながら、金杉台中は今年、参加できませんでした。

特に、ご質問等よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（8）、その他で、何か報告したいことはありますでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

机の上に、2月3日土曜日に運動公園の周回コースを使用して開催いたしました、第36回船橋市小学生・女子駅伝競走大会の結果報告を、資料として配付させていただきました。

当日は、資料にありますように、小学校の男子54チーム、女子54チーム、中学校26チーム、高校生4チーム、一般8チームの、合計146チームが完走いたしました。

大会の結果の詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

以上でございます。

【保健体育課長】

ただいま、生涯スポーツ課長より報告がありました小学生・女子駅伝競走大会の結果を受けまして、中学校の女子上位4チームが、来週行われます第7回千葉県中学新人駅伝大会に出場いたします。

また、成人の日駅伝、10ページに結果が載っておりますが、成人の日駅伝の男子も、上位4チームが、この中学校新人駅伝大会に出場いたします。

先ほど、教育長からお話がありましたように、男子、女子ともに、宮本中学校が完全制覇でございます。10月に行われました総体駅伝でも男女ともに宮本中が優勝しておりますので、3年生まで含めたときと、それから、この1・2年生だけになってからも、男女全てが宮本中が優勝という快挙となっております。

出場する学校は、男子は、1位から順に、宮本中、芝山中、船橋中、三田中、女子は、宮本中、七林中、高根中、海神中となっております。

2月10日土曜日、柏の葉公園総合運動場で、コースの中で、男子6区間16.61キロ、女子5区間11.55キロで行われます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】

宮本中の女子は、いいところまでいけるでしょうか。

【保健体育課長】

総体駅伝の県のほうでは7位。今回はまた新人になりましたので、期待したいと思います。

【教育長】

わかりました。

ほかに何か報告はございますか。

【指導課長】

夢を育む虹のコンサートについて報告します。本冊作成段階では出場校が決まっておりますでしたが、先日決定いたしましたので、お配りさせていただきました。

特に表面の一番下の船橋中学校でございますが、こども音楽コンクールの全国の選考会で、管弦楽の部であります中学校合奏第二部門におきまして、全国第1位に当たります文部科学大臣賞を受賞いたしました。また、3月3日に新宿のオペラシティで行われます授賞式では、毎年、記念演奏をする学校が5校ほど選ばれますが、船橋中学校も今年度演奏させていただくことになりました。

3月10日の夢を育む虹のコンサートにおきましては、船橋中学校も含めまして、本年度、音楽の各分野のコンクールで活躍し、優秀な成績をおさめた学校が演奏いたします。教育委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中とは存じますが、ぜひお越しいただきまして、子供たちの熱い演奏をお聞きいただければと存じます。

以上でございます。

【教育長】

ほかにございますでしょうか。

【郷土資料館長】

資料は今日ございませんが、郷土資料館、リニューアルオープンをいたしまして10日間たちました。その間の様子について報告をさせていただきます。

1月28日のリニューアルオープンに際しましては、内覧会、式典等、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

オープン日には481名の来館がありました。また、最初の土曜、日曜となりました先日の3日、4日につきましては、それぞれ約200名の来館という状況でございます。また、平日に関しては平均で60名から70名の入館があります。

来館者にはアンケートをお願いしているのですが、オープンして10日ということで、回収はまだ少ないですが、2階の展示には驚いた、船橋の歴史を大画面で学ぶことができた、再開してくれてうれしい、といった意見がございまして、満足度を5段階で評価していただきますと、平均で4.65という数字をいただいております。

簡単ではございますが、リニューアルオープンしてから10日間について、報告をさせていただきます。

【教育長】

ほかにご報告はございますか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第3号及び議案第4号の質疑に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、審議に入りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに、教育総務課から説明をお願いします。

【教育総務課長】

議案第3号及び議案第4号につきましては、市長が平成30年第1回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものです。

内容につきましては、担当課から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【教育長】

それでは、議案第3号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

それでは、議案第3号についてご説明いたします。

「平成30年度教育費予算案」と書かれた資料をご覧ください。

資料の1ページをご覧ください。

まず、議案第3号につきましては、平成30年度の教育費の予算の関係になります。

資料1ページをご覧ください。

平成30年度の一般会計歳出予算額は2,079億5,000万円です。合計の欄の下のところです。

そのうち、教育費の予算額は226億4,100万円で、平成29年度当初予算から64億2,000万円の減額となっております。

増減の主な内容につきましては、5ページをご覧ください。特に増減の大きいものとして、15項、小学校費、これが30億8,748万円減少しております。

主な減少理由は、6ページの中ほどに記載しておりますが、(仮称)塚田第二小学校の用地購入で約25億円の減少となっております。また、法典東小学校の増築工事が完了したことにより、約5億円の減少となっております。

次に、25項、高等学校費、これが19億4,313万円減少しております。主な減少理由は第三体育館の整備費で、約23億円の減少となっております。

次に、歳入予算です。17ページをご覧ください。

教育関係の予算、歳入予算は49億7,808万5,000円です。これには財政課所管の市債も含まれております。市債を除く教育委員会の歳入は約38億円です。昨年度から約56億円の減少となっておりますが、市債の減少が主な要因でございます。

次に、資料かわりまして、厚い冊子の予算書ですけれども、こちらの予算書、6ページをご覧ください。

6ページの継続費をご覧ください。新規の継続費は、平成30年度から31年度までの2カ年事業として、特別支援学校金堀校舎増築事業があり、総額6億5,312万円です。

次に、8ページの債務負担行為をご覧ください。債務負担行為は5事業あり、高等学校サッカー部部室賃借料、公民館使用料等集配業務委託料、一宮少年自然の家給食業務委託料、小学校給食調理業務委託料(高郷小学校)、運動公園プール管理業務委託料で

す。

次に、主な新規事業について、船橋の教育の体系に合わせてご説明いたします。もう一度、「平成30年度教育費予算案」と書かれた資料をご覧ください。

資料の27ページになります。基本方針3の4番をご覧ください。総合教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行います。

次に、29ページ、基本方針6の10番をご覧ください。特別支援学校金堀校舎の生徒の増加に伴い、教室数が不足するため、校舎の増築を行います。

次に、13番をご覧ください。剣道部に所属する要保護・準要保護世帯の生徒に対し、防具を貸与いたします。

次に、31ページ、基本方針7の2番をご覧ください。（仮称）塚田第二小学校建設費です。

次に、33ページ、基本方針8の1番をご覧ください。「船橋の教育—教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画—」が平成31年度をもって計画期間満了となることから、次期計画を策定いたします。

以上が教育に関する平成30年度当初予算案の概要でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

30年度教育費予算案の2ページに出ているグラフですけれども、教育費が10.9%になっていますが、私の記憶だとかなり低いのかなという気がします。以前でもこのぐらいのパーセンテージのことはあったのかどうか、わかりますか。

【教育総務課長】

では、この資料の3ページをご覧ください。

(1)の上の表です。太枠のところ、今出ました平成30年度案の教育費の割合が10.9%です。昨年度が13.9%、28年度は12.4%とありますとおり、今年度は、確かに少し比率が下がっておりますけれども、先ほどご説明したとおり、体育館であるとか、（仮称）塚田第二小学校であるとかの予算、かなり大きなものが減りましたので、今回、このような構成比になったものと思われま。

以上です。

【佐藤委員】

確かに、かなり大きなものをつくる事業、いわゆる建物とか、そういうことが減額になるので下がったとはいえますけれども、このパーセンテージ、多少下がることは覚悟はしていましたけれども、ここまで下がるとはちょっと思っていなかった。

これを市民の方が見たときに、必ず広報紙に出てくると思うのですが、教育費が10.9%、かなり下がったのだなというようなイメージでしか多分見ないと思うのです。そうすると、船橋市は、教育に対して余力を入れていないのかという方向に、市民の皆さんは受けてしまうと思うのです。

だから、しょうがないことですが、できればこの辺のパーセンテージを死守するために、本当はもうちょっとしたかったなという気持ちです。

【教育次長】

補正で説明をさせていただきますけれども、基本的に、10%とか13%、高いとは確かに言えないと思っておりますが、教育費の場合、教育の建設予算、施設課の持っている学校系の予算を、この数年ですけれども、国が補正予算を年度末に打ちますので、そちらのほうでとっています。そのほうが国の補助金もありますし、起債もききます。普通の予算でとるよりも起債の充当率もいいということで、補正予算のほうで計上しているのです。

この後ご説明すると思えますけれども、補正予算書のほうに、29年度の補正予算で学校建設費をとりまして、それを実質的には繰り越しを行って30年度でやっているということになりますので、決算では、その補正額と、この新年度予算で計上した分が、全て30年度決算という形で入ってきますから、率は、幾分かは上がってくるはずですが、

この後、補正の説明はすると思えますので、よろしくお願ひします。

【佐藤委員】

わかりました。

【教育長】

それでは、議案第3号、平成30年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第3号につきましては、原案どおり、可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、各課、説明願います。

施設課長。

【施設課長】

それでは、議案第4号、平成30年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてのうち、施設課の平成29年度補正予算についてご説明いたします。

前回、1月の定例会でご報告しましたように、平成30年度に予定しておりました事業のうち、国の補正予算に前倒し可能な事業について国庫補助金を活用するため、平成29年度3月補正予算に計上するものでございます。

資料は、補正予算参考資料（3月補正予算）というものをご覧いただきたいと思えます。

12ページをご覧ください。この2段目以降が、小学校の校舎・体育館・設備機器の工事でございます。トイレ改修工事は古和釜小1校でございます。外壁剥落・屋上防水工事については、丸山小、飯山満小、高根東小、法典東小、薬円台南小、習志野台第二小学校でございます。そのほかに、空調設備の設置工事等が実施されます。

次に、14ページをご覧ください。

上段から、中学校の校舎・設備機器の工事でございます。若松中の教室不足に対応する教室の改修工事、外壁剥落防止・屋上防水工事として、坪井中、御滝中、行田中で実施してまいります。そのほかに、教室不足に伴う空調設備の設置工事等を実施いたします。また、小室中学校では消防用設備の改修を実施いたします。

続いて、その下になりますが、特別支援学校の各種の工事と、高根台校舎の増築工事費の補正となります。金堀校舎におきまして、トイレ改修工事、外壁剥落・屋上防水工事、法令等適合工事、これは消防等の工事でございます。高根台校舎におきましても、法令等の適合工事を実施いたします。

続いて、下の段ですけれども、高根台校舎の教室が不足しておりますことから、継続費で校舎を増築いたします。総額で、高根台校舎は昨年度予算をとっておりまして、今年度、国庫負担金の、テクニカルな話で、国庫負担金を3対7でとるという決まりがございまして、その3割の事業に補正をする。1億2,100万円を補正して、補正後の額が1億8,500万円になります。これも6月の定例会で、30年度に一部繰り越しで行う。ちょっとテクニカルにもなってしまいますが、そういう状況の補正でございます。

この補正予算の総額が16億9,967万6,000円でございます。

なお、継続費である高根台校舎の増築工事分を除いて、平成30年度に全て繰越明許いたします。

説明は以上でございます。

【教育長】

文化課長。

【文化課長】

同じく今の資料、予算参考資料の20ページをご覧ください。

繰越明許費になります。文化課は1本でございます。

下から3つ目、13、委託料のところ、95万1,000円を繰り越しについて説明をさせていただきます。

取掛西貝塚内の事業所用地の取得にあたり、不動産の鑑定経費と、その土地の測量費についての補正予算を、12月議会で議決をいただきましたが、地権者との用地購入に関する調整に日数を要しております。そのことから、用地測量費につきましては繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】

生涯スポーツ課長。

【生涯スポーツ課長】

同じく、資料につきましては平成29年度補正予算参考資料、20ページをご覧ください。

下の2段になります。まちかどスポーツ広場整備事業と運動公園整備事業の2つでございます。それぞれ説明させていただきます。

まず、まちかどスポーツ広場整備事業です。

これは、現在建設しております（仮称）田喜野井まちかどスポーツ広場整備工事費の繰越明許費となります。広場に防球ネットを建設する際に、大型の支柱を運搬する際、細い道を通らざるを得ないことから、近隣住民との調整、了承をいただく必要があり、年度内の工事の完了が見込めないために繰越明許となります。繰越額につきましては、2,645万6,000円となります。

次に、現在もう使用しているのですけれども、まちかどスポーツ広場のトイレ、これにつきまして、水洗の工事に当たりまして、下水道建設課による下水道ますの設置工事の入札が不調となりました。そのため、工事全体が遅れているため、年度内の完了が見込めず、繰越明許となります。この繰越額が329万5,000円。

2つ足しまして、2,975万1,000円が繰り越しとなります。

もう一つは、高瀬下水処理場の上部に、平成28年10月から供用を開始いたしました運動広場ですけれども、近隣等から、照明がまぶしく、光のまぶしさを抑えてほしい

との要望があり、夜間照明灯に遮光ルーバー等を設置し、道路、また、近隣施設に対する影響を考慮し、遮光ネットの設置も予定しておりました。現在、平成29年12月15日ですけれども、遮光ルーバーにつきましては完成し、翌日から、近隣施設の利用がある火曜日を除いて、夜間、全灯しております。苦情が多くありました集合住宅からの苦情は一切なくなりました。遮光ルーバーは想定以上の効果がありましたことから、夜間における道路・歩道の利用者に著しい障害となるような明かりではなく、その苦情も現在はございません。そのため、近隣施設の利用につきましても、視界に直接入る部分の遮光ネットを設置する範囲でよくなり、現在、その調整を行っております。そのため、繰越明許とすることになりました。この金額は3,658万円ですけれども、これは、遮光ネットを設置し得る場合に、想定し得る上限額となります。ですから、交渉によっては、もっと減額できる可能性もあります。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。
鳥海委員。

【鳥海委員】

遮光ルーバーとは、どんなものなのですか。

【生涯スポーツ課長】

夜間照明灯に鉄の板みたいなものをつけていって、光を正面ではなく下方のほうに移すようになります。今までは集合住宅のほうに直接光が入るようになっておりましたものを、それを下げまして、その光のまぶしさを軽減しているようになっております。

【鳥海委員】

遮光ネットというのは、照らす目的は競技場内であるわけですから、競技場のへりにネットでということなのですか。ここに書いてある遮光ネットというのは。

【生涯スポーツ課長】

遮光ネットにつきましては、上部の運動広場ではなくて地面に、そちらにあるテニスコートがまぶしくない範囲に、地面に設置するような予定になっております。

ですので、今までは遮光ルーバーをつけたときに、もう少し影響が出るかと思ったのですけれども、思った以上にその効果が高いものですから、今、その施設と協議をしております。以前よりは全然広さが狭まってきております。なので、まだ、急いで工事をすると、無駄が出てしまいますので、今その調整をしているところでございます。

以上でございます。

【鳥海委員】

わかりました。

【教育長】

遮光ネットは、テニスコートに張るということですか。

【生涯スポーツ課長】

テニスコートに張るというわけではなく、テニスコートに入る光を遮るために、下水道施設の中に張ります。その張る場所につきましても、今、そこは卸売団地さんが反対側の土地は全部持っていますので、卸売団地さん側に張ることができるかということも含めて、今、協議させていただいています。

【教育長】

それは、近くにあるテニスコートがまぶしいから、それを張るということですか。

【生涯スポーツ課長】

そうでございます。

【鳥海委員】

よろしいですか。少し話題がずれるかもしれませんが、この高瀬の運動場の、利用状況、利用率はどのような感じなのでしょう。

【生涯スポーツ課長】

土日につきましては、ほとんど埋まっております。平日の昼間は、やはり皆さんお仕事等していますので、利用率は随分下がっていますが、土日につきましては随分、ほぼ100%ぐらいと考えてもいいと思います。

【鳥海委員】

お聞きしたのは、ネットの野球への有効利用です。市船の野球部を強くしたいと思っていますが、船橋、あるいは千葉で育った有能な野球選手が、みんな県外に行ってしまう。どうしてかという、ネットのある競技場が船橋に皆無に等しい。土地があるのに、また、野球人口もあるのにグラウンドが、ということがありますから、もし、照明等々に工夫ができて、ボールが外に飛ばないような、一石二鳥のようなものがあれば、今ある施設で硬式野球もできるようになるのではないかなと思って、お聞きしました。今回

は、ここはあくまでも下の光のことですね。

【生涯スポーツ課長】

そうですね。今回につきましては、照明の苦情等あったものに対する解決策としての予算ですので、そこまでは、申し訳ないのですけれども、とっております。

【教育長】

それでは、議案第4号、平成30年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号につきましては、原案どおり可決いたしました。

本日本日予定しておりました議案等の審議を、これで終了いたします。

教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時08分閉会